平成２３年（フ）第９６５０号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート６―302
債務者　森　　知子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８６号
東京都日野市三沢１丁目35―６　ハイツ吉原Ａ―102
債務者　森　　道雄
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８７号
東京都練馬区豊玉上２丁目５―７―504
債務者　内山　由春
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６９３号
千葉県松戸市大金平５丁目432―１　シャルマンベルデＡ202
債務者　檜山　裕美（旧姓舟木）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７４１号
東京都中野区新井２丁目32―17　ピア中野新井Ⅲ―103
債務者　高松　智通
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９２号
埼玉県坂戸市花影町８―46―102
債務者　岡田　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８０９号
東京都東久留米市幸町５丁目７―７
債務者　潮田　裕司
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８１８号
東京都練馬区大泉学園町６丁目12―43　黒田第６ビル201
債務者　山川　宏光
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２１号
東京都調布市国領町８丁目１―35　都営調布くすのきアパート７―310
債務者　河邉　邦夫
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２２号
東京都葛飾区奥戸７丁目７―15―206
債務者　向山　幸美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３０号
東京都世田谷区代田２丁目33―13
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３２号
東京都杉並区本天沼１丁目１―２―106
債務者　河野　　進
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３５号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵１丁目26―12　ラプラス向ヶ丘Ａ―201
債務者　宿野部　樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３６号
東京都立川市羽衣町１丁目５―12―504
債務者　小椋美津子（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３７号
東京都大田区西六郷４丁目25―２―605
債務者　松村　玲奈（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部